富山県立中央病院患者用 Wi-Fi 接続ページ企業広告取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、富山県企業広告等掲載業務実施要綱（平成 19 年２月 22 日制定。以下「実施要綱」という。）第５条第２項に基づき、富山県立中央病院患者用 Wi-Fi 接続ページ（以下「Wi-Fi 接続ページ」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　Wi-Fi 接続ページ　富山県立中央病院（以下「病院」という。）が管理する患者用 Wi-Fi に接続する際、必ず表示される利用者向けページをいう。

(2)　広告　文字又は画像で表示された情報で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

（広告の掲載位置及び枠数）

第３条　広告を掲載する位置及び枠数は、３枠とする。なお、広告の掲載位置は病院が指定し、広告主が選択することはできない。

（広告の内容等）

第４条　Wi-Fi 接続ページに掲載する広告の内容等については、実施要綱第４条第１項及び富山県企業広告等掲載基準（以下「掲載基準」という。）の規定による。

２　実施要綱第４条及び掲載基準は、広告主が指定するリンク先のホームページについて準用する。

（広告の規格）

第５条　広告の規格は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　画像　静止画像

(2)　大きさ　縦 190 ピクセル・横 600 ピクセル

(3)　データ形式　JPEG 又は GIF

(4)　データ容量　20KB 以下

（広告主の制限）

第６条　次の各号のいずれかに該当する場合については、Wi-Fi 接続ページに係る広告主となることはできないものとする。

(1)　病院と直接若しくは間接に取引実績のある事業者。ただし、病院の患者意見等検討小委員会（以下、「小委員会」という。）が認める場合はこの限りでない。

(2)　小委員会が適当でないと認める事業者

（広告の禁止表現）

第７条　次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

(1)　閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(2)　閲覧者が病院と特別な関係にあると誤解するおそれがあるもの

(3)　その他広告の表現として適当でないと認められるもの

（広告の制限事項）

第８条　次の各号のいずれかに該当する場合は、原則としてその広告は掲載しない。

(1)　アクセシビリティの低い配色のもの
(2)　その他、閲覧者に不快感を与えるおそれがある場合

（広告の掲載期間）

第９条　広告を掲載する期間は１箇月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

２　広告の掲載を開始する日（以下「掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の第１日とする。ただし、掲載作業は前営業日の 17 時 15 分から広告掲載開始日の午前 0 時までの間に行う。

３　広告の掲載を終了する日（以下「掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。ただし、掲載取り下げ作業は翌営業日の午前に行うものとする。

（広告の募集方法）

第 10 条　広告の募集は、病院が行う。

（広告掲載の申込み等）

第 11 条　広告の掲載を希望する者は、別紙様式１により病院に広告の掲載を申し込むものとする。ただし、複数枠の広告掲載を申し込むことはできない。

２　病院は、前項の申込みがあった場合は、第４条から第８条までの規定に基づき審査の上、広告主を決定するものとする。

３　前項の決定は、別紙様式２をもって通知する。なお、この決定に関する反論は受け付けない。

４　申込数が募集枠を超える場合は次の各号の順に優先し掲載する。

(1)　契約期間が長いもの
(2)　申込日が早いもの

５　前項各号によっても順位が決まらない場合は、くじにより順位を決定する。

（広告の原稿の作成及び提出）

第 12 条　広告の原稿は、広告主が第４条から第８条までの規定に基づき作成するものとする。

２　広告の原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。

３　広告主は、原則として当該広告の掲載開始日から起算して 10 日前までに、当該広告の原稿を病院が指定した場所に提出しなければならない。

４　病院は、前項の規定により提出された広告の原稿の内容が第４条から第８条までの規定に反していると判断した場合は、広告主に修正を求めることができる。

（広告の掲載料）

第 13 条　広告の掲載料（以下「広告料」という。）は、病院が定める。

２　広告主は、病院が定める手続に従い、病院に広告料を支払うものとする。

（広告掲載の方法）

第 14 条　病院は、第 12 条の規定により提出された広告の原稿を、原則として掲載開始日の未明に Wi-Fi 接続ページに掲載するものとする。

２　病院は、前項の規定により掲載した広告を、原則として掲載終了日の深夜に削除するものとする。

（広告内容の修正）

第 15 条　病院は、広告の内容が第４条から第８条までの規定に反し、若しくはその恐れがあると判断したとき、又は内容に誤りがあると判断したときは、広告主に対して修正を求めることが

できる。

（広告掲載の取消し）

第 16 条　病院は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(1)　広告の内容が第４条から第８条までの規定に反すると判断したとき

(2)　広告主が正当な理由なく前条の規定による修正に応じないとき

(3)　その他、広告の掲載を継続することが適切でないと病院が判断したとき

２　病院は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合、広告主に取消理由を付して書面により通知するものとする。

３　病院は、第１項の規定により広告の掲載を取り消した場合、広告料の減額は行わないものとする。

４　広告主は、広告の掲載の取消しにより生じた損害の賠償を病院に請求することはできない。

（広告掲載の取下げ）

第 17 条　広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

２　広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げる場合は、別紙様式３により病院に申し出なければならない。

３　病院は、第１項の規定により広告の掲載が取り下げられた場合、広告料の減額は行わないものとする。

（広告の変更）

第 18 条　広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として１箇月単位で変更することができる。

２　広告主が前項の規定により広告を変更しようとする場合は、第 11 条及び第 12 条の規定を準用する。

（リンク先の変更）

第 19 条　広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して５日前までに、別紙様式４により病院に届け出るものとする。

２　病院は、前項の届出があった場合は、直ちに第４条の規定に基づき審査を行う。

３　第１項の決定は、別紙様式５をもって通知する。

（広告主の責務）

第 20 条　広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に損害を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

２　広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

（協議）

第 21 条　この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、病院が別に定める。

附　則

この要領は、令和４年２月 14 日から施行する。

この要領は、令和５年３月 14 日から施行する。